

平和条約の締結に関する調書

I

平和条約の締結に関する調書 I

- (イ) 平和条約第 15 条 (a)
- (ロ) 連合国財産補償法
- (ハ) 平和条約第 15 条 (a) に基いて生ず
る紛争の解決に関する協定

に関する交渉経緯

外務省条約局法規課

条 規
(59)
1

この調書は、

(イ) りやく奪財産の返還

(ロ) 在日連合国財産の返還及び補償

並びに

(ハ) 戦争請求権に関する紛争 — 平和条約第 15 条 (a) に基いて生ずる紛争に限
る — の解決のための財産委員会の設置

に関する日米交渉の経緯を明らかにし、かつ、関係書類を整理収録したもので
ある。

この調書を他に先んじて作成したのは、この春 (1959 年) 以来財産委員会が活
動を開始し案件の提訴が開始されたので、委員会に関係される方々の参考に供し
ようと思つたからである。

この調書にも、事情を明らかにするため、万やむを得ない場合には当時個人と
して日記風に書きとめていた「備忘録」を引用したことをおことわりしたい。

昭和 34 年 6 月 25 日

西 村 熊 雄

目 次

は し が き

第 1 章 りやく奪財産	1
1 準備時代	1
2 対日平和 7 原則	2
3 第 1 次交渉	5
4 第 2 次交渉	7
5 第 3 次交渉	10
6 平和条約第 15 条(a)のりやく奪財産に対する適用.....	10
第 2 章 在日連合国財産	12
第 1 節 平和条約第 15 条 (a)	12
7 連合国の政策及びわが反応	12
8 対日平和 7 原則	14
9 第 1 次交渉	15
10 暫定覚書 Provisional Memorandum	16
11 3 月 14 日の米国提案	19
12 3 月 16 日のわが方の回答	20
13 3 月 23 日の米側回答	21
14 3 月 27 日平和条約草案の受領	22
15 4 月 4 日のわが方意見の提出	23
16 ダレス特使の再訪	23
17 英国の平和条約案	23
18 4 月 18 日の総理ダレス会談	24
19 在日連合国財産補償推定額の提出	25

20	6月19日の連絡	26
21	専門家会議の論議	26
22	アリソン公使との会談	27
23	平和条約案の公表	28
24	7月12日のわが意見書の提出	29
25	平和条約第15条(a)の新案文	30
第2節 連合国財産補償法		30
26	5月4日在日連合国財産に関する新資料の提出	30
27	5月5日の米側申出と11日の総理の回答	30
28	在日連合国財産補償法要綱の提出	31
29	要綱に関する応酬	32
30	6月19日のダレス特使の要望	38
31	連合国財産補償法案の立案	39
32	日米専門家による法案の審議	39
33	工業所有権に関する条項の修正問題	41
34	7月13日補償法案の閣議決定	41
35	7月20日の外交部連絡	42
36	外貨債の連合国財産補償法の適用除外問題（法案の一部修正）	42
37	連合国財産補償法案のテキストの提出	45
38	8月25日の先方の法案修正申出	45
39	8月27日の先方の法案修正申出	47
40	8月29日のわが方の意見	47
41	10月3日の先方の提案	49
42	10月16日のイギリス及びカナダ政府の意見	50
43	10月18日のわが方の意見	51
44	連合国財産補償法の公布	52

第3章 平和条約第15条(a)に基いて生ずる紛争の解決に 関する協定		53
45	アメリカの原案—仲裁裁判所案	53
46	わが方の立場	53
47	アメリカの混合委員会受諾	53
48	アメリカの協定案の提出	53
49	わが方の意見	54
50	1951年12月4日の新協定案	55
51	1951年12月5日のわが方の意見	55
52	1952年1月11日の新案文	57
53	12月5日のわが意見に対する国務省のコメント(1952年1月11 日受領)	57
54	1952年1月12日のわが方態度の決定	58
55	1952年1月18日の国務省の回答	60
56	1952年1月25日の閣議決定	61
57	1月18日の了解に基く双方の覚書	61
58	協定案第4条に関する英国の修正提案	61
59	和文認証謄本の送付	63
60	協定の署名	63

附 録 目 次

1	議題表及びこれに対するわが見解の陳述	65
2	りやく奪財産と在日連合国財産に関するわが方の要請	76
3	平和条約基礎案を説明した暫定覚書	77
4	平和条約案第15条に関する1951年8月13日の会議要録（りやく 奪財産）	90
5	連合国財産補償法案（公表問題）及び平和条約案第15条の解釈問 題（りやく奪財産）に関し、1951年8月14日先方に提出した文 書（及びメモ）	91

6 平和条約案第15条の解釈（りやく奪財産）に関する 1951年8月 15日外交部における会談メモ	93
7 平和条約案第15条の解釈（りやく奪財産）に関する 1951年8月 16日の会議要録	94
8 1951年2月7日総理・ダレス会談録	95
9 1951年3月14日付米側覚書（修正及び追加の申出）	98
10 1951年3月16日付のわが方の回答	101
11 1951年3月23日の米側文書	104
12 1951年4月23日提出の大蔵省作成「連合国財産に生じた損害額」...	107
13 1951年7月2日アリソン 公使に提出した平和条約案に対するわが 意見書	118
14 公表された平和条約案に関し7月12日提出したわが意見書	124
15 連合国財産補償法案に関し 1951年8月13日フィン 書記官から受 領した文書（及びメモ）	130
16 1951年5月4日外交局に提出した 在日連合国財産補償に関する新 資料	131
17 1951年5月5日ボンダ 参事官より受領した ダレス 特使の要望及び 5月10日付総理の回答	139
18 1951年5月21日外交局に提出した 在日連合国財産の滅失又は毀 損に対する補償法要綱	141
19 1951年5月28日受領した ダレス 特使の在日連合国財産の滅失ま たは毀損の補償に関する法律案要綱についての質問及び予備的批 評	146
20 1951年5月31日ボンダ 参事官に交付したわが回答	148
21 1951年6月19日の米側覚書	153
22 1951年6月26日ボンダ 参事官に交付した連合国財産補償法（案）...	154
23 1951年6月29日連合国財産補償法案に関する第1回専門家会議 で米側の提出した意見及び提案	172
24 1951年7月3日第2回専門家会議でわが方の提出した回答	176
25 連合国財産補償法案に関する専門家会議議事要録	185

第1回 1951年6月29日

(4)

第2回 //	7月3日午前	
第3回 //	7月3日午後	
第4回 //	7月5日	
26 1951年7月6日先方に交付した連合国財産補償法（案）	196	
27 1951年7月6日先方に交付した(イ)「戦時特別措置」の内容及び(ロ) 敵産管理法による敵国の指定に関する大蔵省告示に関する文書	216	
28 1951年7月13日ボンダ 参事官から受領した条約第15条の案文と 7月14日付補償法案の閣議決定を通達するシーボルト大使あて書 簡	218	
29 1951年7月20日外交部フィン 書記官の連絡記録	218	
30 外貨債を連合国財産補償法の適用から除外する問題に関する 1951 年8月1日、2日、4日の会談要録	219	
31 外貨債を連合国財産補償法の適用から除外するための 1951年8月 6日わが方提出の法案第3条修正案及び（会談メモ）	222	
32 1951年8月14日連合国財産補償法案の公表問題に関するわが回答...	223	
33 1951年8月25日及び8月27日フィン 書記官から受領した連合国 財産補償法案に対する修正申出	223	
34 1951年8月25日及び27日の先方の修正申出に対する 8月29日 のわが方の回答	229	
35 1951年10月3日の先方の文書	233	
36 1951年10月16日のイギリス及びカナダ政府の意見	234	
37 1951年10月16日の先方（イギリス、カナダ、アメリカ）の修正 申出に対する 10月18日のわが方の回答	235	
38 英文官報に掲載された連合国財産補償法英文	237	
39 1951年8月25日先方から受領した平和条約第15条(a)に関する紛 争の解決のための協定案	249	
40 平和条約第15条(a)に関する紛争の解決のための協定案に関する 1951年8月28日のわが意見	250	
41 1951年12月4日交付された新協定案	251	
42 1951年12月5日わが方が協定案に関し提出した意見	254	
43 1952年1月11日交付された新協定案	255	

(5)

44	1951 年 12 月 5 日のわが意見に対する国務省のコメント	258
45	新協定案文に関し 1952 年 1 月 14 日提出したわが修正提案	260
46	平和条約第 15 条(a)に基いて生ずる紛争の解決のための協定の署名 に関する 1952 年 1 月 22 日（米国）及び 25 日（日本）の覚書	261
47	1952 年 2 月 5 日英国政府提出の協定第 4 条の新案文及びわが方の 記録	263
48	協定の和文の認証謄本及び協定の末文に関する 1952 年 2 月 29 日 の先方の申入れ	263
49	日本国との平和条約第 15 条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する 協定の署名国及び署名日付表	264

第 1 章 りやく奪財産

1 準備時代

りやく奪財産は、連合国の日本管理の開始後約半年を経た 1946 年 4 月 19 日付りやく奪財産の“*Impounding and Reporting*”に関する連合国メモランダムによつて、その捜査と返還が開始された。

平和条約の準備時代、とくにその前半、すなわちイタリアとの平和条約に類似する平和条約が日本とも締結されるであろうとの想定のもとに準備作業が行われていたころ、りやく奪財産に関するわが方の関心が那邊にあつたかは、当時（1948 年 9 月）外務省が総司令部を通じて国務省に提出した「りやく奪財産の現状」*Present Condition of Looted Property* なる調書（注）が結論として（i）通常の取引によつて日本人の所有物となり日本に搬入されたものまでりやく奪財産として返還を強請されること（ii）戦前からあつた日本人工場または戦争中現地に移駐した日本人工場によつて製産されたものがりやく奪財産として返還を強制されることの不都合を訴え（iii）りやく奪財産に加えられた修理改善を除去することができない場合にはそのまま返還を強制されているのは過重返還であつて日本の経済に大打撃を与える懸念があり、（iv）空爆で大損害を受け、または、自然的に損傷を受けたものを日本人が莫大な費用を投じて修復して使用可能にしたものは返還を免除されてしかるべきであるとの趣旨を遠慮ぶかく述べているところから察知できる。

（注） この調書は、平和条約の内容をなす各種の問題について実情を解明した 36 冊のうちの一つである。1946 年ないし 1950 年の間に作成し、総司令部の承認の下に外交部を通じてアメリカ政府に提出した。実情を解明しつつ当該問題について日本政府の要望を織りこむよう苦心したものである。

イタリアとの平和条約には第 75 条に詳細な規定がある。同様の規定が日本との平和条約にも挿入されるであろうというのが事務当局の想定であつた。例えば、上記の調書から約 1 年を経過した 1949 年 8 月作成の「対日平和条約想定大綱」は「5、戦争より生じた請求権」の「(3) 返還」の部に次のように記載している。

「(i) 連合国から、強力強迫等により持ち去られたものを返還する。

軍票による購買物資についても、本件返還の対象とされる可能性がある。なおイタ